

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月 29日

住 所 横浜市西区北幸2-9-14

事業者名 相模鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 千原 広司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社では、移動円滑化経路については2011年度に全駅においてエレベーターによる1ルート整備を達成しているが、「視覚障害者誘導用ブロック」および「内方線付き点状ブロック」の新基準への適合（日本産業規格への適合）、エスカレーターの乗り口における音声案内の設置が課題である。

また、ホームの転落防止対策として、2022年度末までに全駅にホームドアを整備する。

車両においては、省令に適合していない旧型車両7000系を、相鉄・東急直通線用新型車両20000系に順次更新し、2020年度に全車両のバリアフリー化を完了させる。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①横浜駅においては、構造上の理由により他の場所にエレベーターを設置することが困難であり3番線降車ホームにしかエレベーターがないため、行先に応じて、近接する商業施設エレベーターへ誘導する。

②情報提供については、トイレ等の音声誘導装置を2020年度末までに全駅に設置する。

③当社では、全ての駅係員が「サービス介助士」の資格を取得しているが、交通事業者統一のサービスを提供するため、今後は、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を並行して実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
全駅	・全ての駅にホームドアを整備する。(2015年度～2022年度)
20000系車両	・公共交通移動円滑化基準に適合した相鉄・東急直通線用新型車両20000系を16編成導入する。(2017年度～2023年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
近接施設への誘導	・横浜駅においては、構造上の理由により3番線降車ホームにしかエレベーターがないため、行先に応じて、近接する商業施設エレベーターへ誘導する。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅構内での自動音声案内の実施	・星川駅において、自動音声によりトイレ等の場所を案内できる設備を設ける。(2019～2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・2012年11月以降、全駅係員が「サービス介助士」の資格を取得しているが、引続き、駅に配属になった係員には、速やかにサービス介助士の資格を取得させる。(2020年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- 他の接続する交通機関(JR、小田急電鉄等)と案内サイン等の表示を統一化する。
- 二俣川駅、大和駅、湘南台駅のホームドア整備及び、星川駅の音声誘導装置設置については、横浜市移動円滑化基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する。
- 利用者からの意見や社員の気づきを集約し、社内で共有するとともに、方針策定の検討材料とする。
- 駅係員や周囲のお客様が、お手伝いが必要なお客様に対して積極的に声かけを行う「声かけ・サポート」運動を推進する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

Ⅴ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置づけられている。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。